

水道メーターの検針にご協力ください

- 迅速・正確なメーター検針ができるようにご協力ください。
- 犬は放し飼いにしないで、出入り口・メーターボックスから離してつないでください。
- 家の増改築などでメーターボックスが床下や屋内になる時は、米沢市指定給水装置工事業者に依頼し、屋外の見やすい場所に移してください。
※メーターボックスは、お客様の所有物ですので、お客様のご負担で移動していただくことになります。なお、水道メーター（量水器）は、上下水道部からの貸与です。
- メーターボックスの上には、車や物を置かないようにしてください。
- メーターボックスの周辺や中はきれいにしておいてください。



漏水時の水量軽減

甲 図 料金窓口・水道センター

漏水を発見後、速やかに米沢市指定給水装置工事業者により修理工事が行われると、申請することで水道使用量が軽減になる場合があります。

適用になる場合などの詳細は、市ホームページまたは問い合わせ先で確認してください。



受益者負担金等の受益者変更について

図 業務課企画担当

受益者負担金等の納入途中または徴収猶予中において、対象となる土地が売買などにより所有権移転となった場合、受益者を変更する際は「受益者変更届」を提出してください。届け出がない場合は、旧受益者の負担となりますのでご注意ください。

なお、土地の売買において、仲介事業者は、重要事項説明義務として当該土地の受益者負担金等の有無について、調査及び説明をする義務があります。

ウォーキーに聞いてみた

Q. 外での散水で水道水を使った場合、下水道に流れないのですが、下水道使用料はかかりますか？

A. はい。かかります。ただし散水量を測るための専用メーターを設置すれば下水道使用料が安くなる可能性があります。そのかわり、設置（8年ごとのメーター交換を含む）に必要な費用は全てお客様の負担となります。
散水量が多くない場合は、設置費用の方が高額になりますのでご注意ください。



融雪後の自宅屋外の排水樹蓋点検

図 水道課給排水担当

下水道をご利用されている方は、接続されている排水樹蓋点検をしてください。壊れている場合は至急修繕する必要があります。
※修繕は個人ではできません。必ず指定下水道工事店にお申込みください。

令和6年度水質検査計画

図 水道課施設担当

今年度の検査場所、項目、回数などを取りまとめた計画を策定しました。市ホームページや上下水道部庁舎でご覧ください。

排水設備工事費の補助金制度「下水道普及促進補助金」

図 水道課給排水担当

公共下水道の供用開始から3年以内に排水設備工事を行う人を対象に、工事費の10%（限度額：供用開始1年目5万円、2～3年目3万円）を補助します。

対象工事／既存のくみ取り便所の水洗便所への改造や浄化槽の廃止を伴う排水設備工事（工事費が20万円未満の工事を除く）

※予算に達した場合、受付終了



排水設備工事資金の「融資あっせん及び利子補給制度」

金融機関から融資を受けて排水設備工事を行う人を対象に、供用開始年度を問わずに利子を全額補給します。

それぞれに申込要件がありますので、市ホームページをご覧ください。工事を依頼する指定下水道工事店または水道課給排水担当までお問い合わせください。

なお、今年度は2つの制度の併用が可能です。



図 問合せ先 申 申込先 締 締切り

記載内容についてのお問い合わせ先はこちら

上下水道部 業務課 水道課 下水道課
料金窓口・水道センター ☎ 0238-22-4511

よねざわ上下水道だよりバックナンバー

<https://www.city.yonezawa.yamagata.jp/soshiki/1/1001/7315.html>



よねざわ上下水道だより

2024年4月1日号

令和6年4月1日発行 No.11

発行・編集：米沢市上下水道部
〒992-0012 米沢市金池五丁目1番23号 ☎ 0238-22-4511 印刷：樹青葉堂印刷

よねざわ

第11号

2024年
4月

上下水道だより



被災地で応急給水活動を行いました

令和6年1月1日に起きた能登半島地震では、1月6日(土)から12日(金)までの間、応急給水活動支援のため職員7名と給水車1台を派遣しました。

被災地での応急給水活動の様子



積雪の中での給水活動



病院の受水槽に給水しました



海上保安庁の船からも補水しました



全国各地から給水車が集まりました

皆さんにお願いしたい日頃の備え



大きな地震が起きてすぐには支援体制が整いません。体制が整うまでの3日間、1人1日3Lの飲料水と家族分の食料を備蓄しておきましょう。



米沢の冬は厳しいです。防寒具や使い捨てカイロを準備しておきましょう。



非常用の持ち出し袋は倒壊に備えて家と車庫など、違う建物2箇所に準備しておくとう安心です。



トイレの水を流したりするための生活用水も大事です。水道水の入ったポリタンクを用意したり、風呂に水を張っておくなどしましょう。

米沢市上下水道部の災害時等の取組

近年、全国的に大規模な地震や大雨などによる災害が多発しています。重要な管路の耐震化に加え、異常気象への対応も実施しています。

①重要給水施設への給水管路の耐震化

災害拠点・病院・避難所等へ給水するための重要管路の耐震化を優先的に進めています。

②非常用水源の保全

災害や渇水等非常時における水源として活用するため、非常用水源を確保し、地下水の水質検査や点検を定期的に行っています。

③応急給水体制の強化

災害時マニュアルの整備や他事業者との共同訓練の実施、民間との応援協定の締結などを通じて応急給水や復旧体制の強化を図っています。

米沢で大規模な災害が発生した際には協定に基づき、支援が受けられるようになっています。



地震に強い水道管へ交換しています



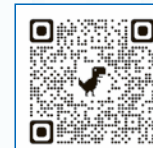
日本水道協会東北地方支部合同訓練の様子(令和5年10月米沢市)

よねざわの上下水道の仕組みを動画で学んでみよう！



こんにちは！
ボクと一緒に水の旅に出かけよう！
動画は米沢市公式YouTube
チャンネルで見ることが
できるよ。

QRコードはこちら



米沢市水道事業
マスコットキャラクター
「ウォーキー」



下水道への接続について

「米沢市指定下水道工事店」
一覧はこちら

下水道への接続は、市の指定した「米沢市指定下水道工事店」(以下、「工事店」)でなければ施工することができません。無資格者による工事、無届での接続は過料など行政処分の対象となります。



手続きの流れ

工事依頼者(お客様)は工事店に見積・工事を依頼します。

01

依頼を受けた工事店は市へ「排水設備等(計画)確認申請書」を提出します。

02

市は申請書類の審査を行い、構造・使用材料・施工方法等が市の基準に適合しているか審査します。合格すれば「排水設備等確認書」を工事店に交付します。

03

工事店は交付を受けた後、工事に着手し、完成後「工事完了届」を市に提出します。

04

市は申請どおりの施工か、完成検査を行い、合格すると「検査済証」を交付します。

05

検査済証を受領したお客様は「下水道使用開始届」を市に提出することで、下水道の使用が可能となります。

06

ご注意

- 水道メーターの増設や井戸から水道への切替などの水道工事であっても、下水道接続が伴う場合、改めて下水道の使用開始届出が必要な場合があります。
- 毎月の下水道使用料は水道料金と一緒に請求されます。下水道に新規で接続したのに、工事後、毎月の請求額が増えていない(下水道使用料が水道料金と併せて請求されていない)などがあればお問い合わせください。